

名古屋市公開空地等環境整備助成金

令和7年度

公開空地等を活用した、居心地が良く歩きたくなる空間づくりに取り組む運営事業者に対して、その環境整備のために要する費用の一部を助成します。

助成対象となる公開空地等

- ① 総合設計制度に基づく公開空地等
- ② 都市再生特別地区・高度利用地区・特定街区・市街地再開発事業・地区計画において整備された空地等
- ③ 都市再生整備計画に位置付けられた滞在快適性等向上区域内の道路・公園等

ご注意

助成申請にあたり、対象となる公開空地等の制度を所管する部署に対し、必ず事前に協議してください。

助成対象者

- ① 対象となる公開空地等の**所有者**または**管理者**
- ② 対象となる公開空地等を有する建築物の賃借人等のうち、所有者から同意を得た者
(テナント事業者・都市再生推進法人等)

助成内容

対象となる公開空地等において、滞在快適性の向上や歩行者の利便増進を図ることを目的に行う以下の環境整備について、必要な経費の一部を助成

■再整備

段差の解消、植栽の付け替え、ベンチの設置その他これらに類する整備

■物品調達

恒常的に使用する椅子、テーブル、パラソルその他これらに類する物品・消耗品の確保

ご注意

助成金交付決定後に着手し、2026（令和8年）年2月末日までに完了した再整備・物品調達に限りします。

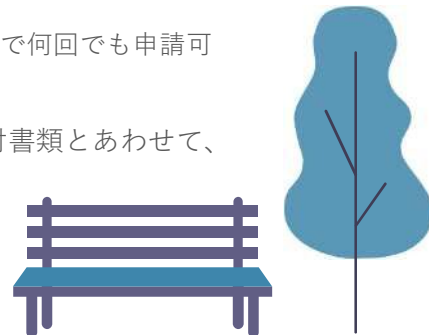
助成限度額

一建築敷地あたり **50万円** ※ 上限額に達するまで何回でも申請可

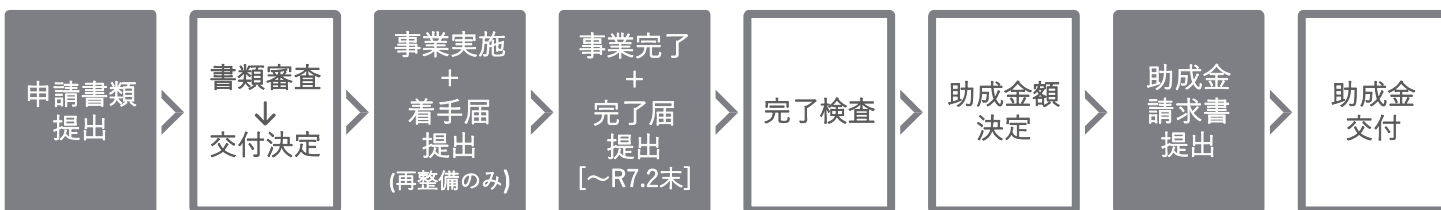
申請方法

所定の「助成金交付申請書※」に必要事項を記入の上、添付書類とあわせて、下記、「ウォーカブル・景観推進課」までご提出ください。

※ 申請書類等様式のダウンロードは、下記ホームページをご覧ください。
<https://www.city.nagoya.jp/jutakutoshi/page/0000135508.html>



● 申請から交付までの流れ ● (: 申請者が行う手続き)



お問い合わせ

名古屋市住宅都市局 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号／8:45～17:30(土・日・祝日・年末年始除く)

助成金・対象となる公開空地等に関すること

[助成金に関する相談・申請]
[滞在快適性等向上区域]

ウォーカブル・景観推進課
ウォーカブル推進担当

☎ 052-972-2938

a2938@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp

対象となる公開空地等に関すること

[総合設計制度に基づく公開空地等]

建築指導課 市街地建築担当

☎ 052-972-2918

a2918@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp

[都市再生特別地区・高度利用地区・特定街区・市街地再開発事業・地区計画に基づく空地等]

都市計画課
地域計画担当・地区計画担当

☎ 052-972-2713

a2713@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp

名古屋市公開空地等環境整備助成金

令和7年度

● 申請から交付までの流れ（詳細版） ● （：申請者が行う手続き）

申請書類提出

まずは**申請書（様式1）**をご提出ください。

【提出書類】

- ① 申請書（申請額、所在地、再整備等の概要、完了予定日を記入）
- ② 添付書類（位置図、計画図、従前状況写真、見積書、本人確認書類等）

本人確認書類として、法人の場合は、市税を滞納していない旨の証明書の写しが必要になります。

交付決定

申請書類をもとに市が審査を行います。

問題がなければ「**交付決定**」とし、その通知を行いますので、それから事業に着手していただきます。（書類に不備があった場合は、修正等が必要になります。）

※交付決定日より前の再整備の契約・物品購入は対象“外”になりますので、ご注意ください！

着手届提出 (再整備のみ)

再整備の場合のみ**着手届（様式6）**をご提出ください。

（物品購入の場合は着手届は不要）

【提出書類】

- ① 着手届（所在地、再整備等の概要、着手年月日を記入）
- ② 添付書類（工事請負契約書または注文書・請書の写し）



事業実施

事業実施

事業実施

完了届提出 [~R7.2末]

再整備が完了し、受託業者への支払いを終えたら、**完了届（様式7）**をご提出ください。

（物品購入の場合は、販売業者への支払いを終えたら。）

【提出書類】

- ① 完了届（所在地、再整備等の概要、完了年月日を記入）
- ② 添付書類（完了後の写真、再整備等に係る支払いの証拠書類）

完了年月日は再整備等に要する費用の支払いが完了した日です。

支払いの証拠書類として、請求書・領収書等の添付をお願いします。

完了検査

市において完了届や現場等を審査します。

助成金額決定

無事に検査を合格したら、正式に「**助成金額の決定**」とし、その通知を行います。

（検査時に内容に不備があった場合、減額あるいは交付決定の取り消しがされる可能性があります。）

助成金請求書提出

助成金額決定通知が届いたら、通知書に記載の確定助成金額をもとに、

助成金請求書（様式9）をご提出ください。

【提出書類】

請求書（所在地、請求額、振込先を記入）

債権者と振込先は同一であることが原則です。口座名義のフリガナも忘れずに！

助成金交付

請求書の内容に不備がなければ、助成金の交付として、**1か月程度で指定の口座に振り込まれます！**

助成金交付後

助成金交付後も当初の目的に沿って、**適切な維持管理**をお願いします。（その後の管理の状況等について確認を行う場合があります。）

